社会保険診療報酬支払基金 保有資産活用基本方針について【概要】

令和3年4月26日



背景・目的・保有資産の現状

基本方針策定の背景

2019(令和元)年5月15日

支払基金法の改正を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立



各都道府県の支部必置規定の廃止

2020(令和2)年3月31日

「審査事務集約化計画工程表」を公表



職員によるレセプト審査事務の実施場所を14か所へ集約



既存事務所の空きスペースの貸付けや、売却を図るなどの活用が求められている

基本方針の目的

- ■審査事務集約化を契機とし事務所等の保有資産について、継続使用、空きスペースの貸付け、売却などの基本的な 考え方を整理し、今後の活用における方針を示す
- 2021(令和3)年度に事務所等の資産活用に関する具体的な計画を決定し、2022(令和4)年度前期に大規模修繕計画 や移転売却の方針を策定

保有資産の現状

事務	所	・47支部が自己所有(本部除く) ・2022(令和4)年4月時点、約7割(33か所)が建築後30年を超え老朽化が進行 ・2017(平成29)年度以降、大規模修繕計画の一部を凍結し緊急性の高い修繕のみ実施	>	事務所建物を継続使用 するために必要な修繕が 十分にできていない状況
宿	舎	・2010(平成22)年度〜2020(令和2)年度にかけて、198棟848戸のうち 半分以上が恒常的に空戸の宿舎や小規模な宿舎など180棟553戸を売却	>	2020(令和2)年度末時点の 保有宿舎は18棟295戸
研修セン	ンター	・1995(平成7)年8月に建築 ・2013(平成25)年度から2019(令和元)年度に大規模修繕(電気設備や外壁など) を実施	>	今後の研修の在り方と併せ 施設の在り方を検討

事務所活用の判断基準

事務所活用の判断基準

■ 基本的な判断基準を設け事務所の賃貸や売却などの方向性を整理

判断基準	既存事務所 の箇所数	築年数と大規模修繕 (修繕費用が回収できるか)	賃貸における収入期待 (収支バランスがとれるか)		
(1) 築30年以上	24か所	・耐用年数まで短期間・大規模修繕費用の回収困難	・収入が期待できない ・賃貸リスクが高い		
(2) 築30年未満 (三大都市圏以外)	10か所	・耐用年数まで長期間・設備含め中長期的に利用可能	・収入が期待できない ・賃貸リスクが高い		
(3) 築30年未満 (三大都市圏)	1か所 (神奈川のみ)	・耐用年数まで長期間・設備含め中長期的に利用可能	・立地が良く収入が 期待できる		



* 築25年事務所の2フロア賃貸を想定

項目	周辺賃料相場で賃貸	建物耐用年数の残期間 (25年)で費用回収
賃料単価	8.0千円/月坪	11.0千円/月坪
年間収入	26,880千円	36,960千円
年間支出	29,570千円	29,948千円
年間収支	▲ 2,690千円	7,012千円



年間収支マイナスで採算がとれない



周辺賃料相場以上の賃料が必要



事務所を賃貸する場合、周辺賃料相場では 建物の耐用年数までの残期間でリニューア ル費用を回収できない

事務所活用の基本方針(1/2)

審査委員会事務局となる事務所(被集約拠点)

区分		拠点	基本方針		
(1) 築30年以上の 審査委員会事務局 24か P		青森(32)、山形(31)、福島(37)、茨城(36)、 栃木(36)、千葉(37)、新潟(30)、岐阜(35)、 三重(31)、滋賀(41)、京都(30)、兵庫(38)、 奈良(30)、鳥取(34)、島根(34)、岡山(32)、 山口(31)、徳島(42)、愛媛(36)、高知(31)、 佐賀(40)、長崎(32)、大分(34)、宮崎(37)	建物の状態が悪い事務所から 新規事務所へ移転・売却 ※ 審査事務集約時は既存事務所を使用		
(2) 築30年未満の 審査委員会事務局 (三大都市圏以外)	10か所	秋田(25)、群馬(29)、富山(28)、福井(28)、 山梨(27)、長野(25)、静岡(26)、和歌山(27)、 鹿児島(22)、沖縄(27)	建物調査を実施し、必要な修繕 を行い既存事務所を継続使用		
(3) 築30年未満の 審査委員会事務局 (三大都市圏)	1か所	神奈川(24)	・建物調査を実施し、必要な修繕 を行い既存事務所を継続使用 ・空きスペースの貸付け検討		

[※] 都道府県名の()の数字は2022 (令和4)年4月時点の既存事務所建物の築年数



売却や賃貸による収入は、事務所の維持管理費用などに充当

事務所活用の基本方針(2/2)

審査事務センター及び分室となる事務所(集約拠点)

区分	拠点		基本方針			
(1) 高崎分室・米子分室	2か所	群馬県高崎市、鳥取県米子市	既存事務所がないため、新規事務所を賃借			
(2) 愛知・広島の 審査事務センター、 盛岡分室	3か所	愛知(34)、広島(40)、 岩手(33)	 既存事務所を継続使用 ※ 建物調査を実施し、必要な修繕を行う ・審査事務集約化計画工程表において、現在の事務所が主要駅から遠い集約拠点設置都道府県については、交通の利便性を考慮し、新規事務所を借り上げることも含め検討するとしていた 【事務所設置の検討結果】 ▶愛知、広島の審査事務センター ・新規事務所の賃料の方が、年間コストが大幅に高額 ▶盛岡分室 ・新規事務所の賃料の方が年間コストは安価だが、職員を収容できる物件がない・分室廃止後も引き続き審査委員会事務局として活用することも可能 			
(3) 東京、愛知、 広島を除く 審査事務センター、 熊本分室	8か所	北海道(24)、宮城(38)、埼玉(35)、 石川(31)、香川(28)、大阪(39) 福岡(43)、熊本(28)	建物調査を実施し、必要な修繕を行い既存事務所を継続使用			
			・審査事務集約時は既存事務所を継続使用・審査事務集約後、建替えの時期に合わせて新規事務所へ移転 (同居の可能性を含め検討)			
(4) 東京の審査事務 センター、 本部事務所	2か所	東京(44)、本部(賃借:築56年)	 【事務所移転の理由】 ▶東京の審査事務センター 豊島区による呼びかけを契機として、街区再編が検討されている 審査事務集約年度時点の築年数は44年が経過 ▶本部事務所(賃借) 審査事務集約年度時点の築年数は56年が経過し、建物の老朽化が進行 2025(令和7)年以降、ビル所有者による建替えが検討されている 			
※ 都道府県名の()の数字は2	022 (令和	04)年4月時点の既存事務所建物の築年数	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			

宿舎・研修センター活用の基本方針

宿舎





売却する宿舎(4棟54戸)

所在地	宿舎名	戸数	築年数
埼玉県さいたま市	浦和住宅	12戸	32年
埼玉県さいたま市	大宮住宅	12戸	31年
埼玉県川口市	西川口住宅	12戸	30年
京都府宇治市	向島住宅	18戸	31年

※ 築年数は2022(令和4)年4月時点

継続使用する宿舎(14棟241戸)

所在地	宿舎名	戸数	築年数	所在地	宿舎名	戸数	築年数
埼玉県所沢市	所沢住宅	12戸	40年	東京都杉並区	浜田山住宅	17戸	38年
埼玉県蕨市	蕨住宅	11戸	28年	東京都杉並区	高円寺住宅	16戸	28年
千葉県船橋市	習志野住宅 I	11戸	44年	神奈川県横浜市	青葉台住宅	70戸	27年
千葉県船橋市	習志野住宅Ⅱ	2戸	36年	神奈川県横浜市	庚台住宅	11戸	30年
東京都新宿区	信濃町住宅	12戸	18年	神奈川県横浜市	丸山台住宅	17戸	36年
東京都江戸川区	新小岩住宅	18戸	30年	愛知県春日井市	春日井住宅	16戸	29年
東京都豊島区	駒込住宅	9戸	40年	大阪府吹田市	江坂住宅	19戸	47年

※ 築年数は2022(令和4)年4月時点

研修センター



2021(令和3)年度に今後の研修の在り方と併せ施設の在り方を検討

今後のスケジュール

